

変動金利定期預金規定(証書式) 新旧対照表

(オンライン変更箇所)

新	旧
<p>変動金利定期預金(単利型)取引[証書式]</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率×30%(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>変動金利定期預金(単利型)取引[証書式]</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金</u>の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>
<p>自動継続変動金利定期預金(単利型)取引[証書式]</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率×30%(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>自動継続変動金利定期預金(単利型)取引[証書式]</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金</u>の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>

変動金利定期預金規定(証書式) 新旧対照表

(アンダーライン変更箇所)

新	旧
変動金利定期預金(複利型)取引[証書式]	変動金利定期預金(複利型)取引[証書式]
3. (利息)	3. (利息)
(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
A 6か月未満 約定利率 × 30 %	A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率 × 40 %	B 6か月以上1年未満 約定利率 × 40 %
C 1年以上1年6か月未満 約定利率 × 50 %	C 1年以上1年6か月未満 約定利率 × 50 %
D 1年6か月以上2年未満 約定利率 × 60 %	D 1年6か月以上2年未満 約定利率 × 60 %
E 2年以上2年6か月未満 約定利率 × 70 %	E 2年以上2年6か月未満 約定利率 × 70 %
F 2年6か月以上3年未満 紺定利率 × 90 %	F 2年6か月以上3年未満 紺定利率 × 90 %
自動継続変動金利定期預金(複利型)取引[証書式]	自動継続変動金利定期預金(複利型)取引[証書式]
3. (利息)	3. (利息)
(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
A 6か月未満 約定利率 × 30 %	A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率 × 40 %	B 6か月以上1年未満 約定利率 × 40 %
C 1年以上1年6か月未満 約定利率 × 50 %	C 1年以上1年6か月未満 約定利率 × 50 %
D 1年6か月以上2年未満 約定利率 × 60 %	D 1年6か月以上2年未満 約定利率 × 60 %
E 2年以上2年6か月未満 約定利率 × 70 %	E 2年以上2年6か月未満 約定利率 × 70 %
F 2年6か月以上3年未満 紺定利率 × 90 %	F 2年6か月以上3年未満 紺定利率 × 90 %